	125									449,600	438,900	429,600	426,700	417,400	412,300				
	126									450,200	439,600	430,300	427,500	418,200	413,200				
	127									450,800	440,300	431,000	428,300	419,000	414,100				
	128									451,400	441,000	431,700	429,100	419,800	415,000				
	129									451,900	441,600	432,500	429,900	420,700	415,700				
	130										442,300	433,300	430,700	421,500					
	131										443,000	434,100	431,500	422,300					
	132										443,700	434,900	432,300	423,100					
	133										444,300	435,700	433,200	424,000					
	134										445,000	436,500	434,000	424,800					
	135										445,700	437,300	434,800	425,600					
	136										446,400	438,100	435,600	426,400					
	137										447,000	438,800	436,400	427,300					
	138											439,700	437,200	428,100					
	139											440,600	438,000	428,900					
	140											441,500	438,800	429,700					
	141											442,200	439,600	430,500					
	142											443,000	440,400						
	143											443,800	441,200						
	144											444,600	442,000						
	145											445,300	442,800						
再任用職員		—	—	513,200	469,700	454,400	398,800	360,100	342,200	310,700	293,200	287,400	287,200	280,500	279,000	270,700	253,800	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。